

指定管理者の評価について

1. 指定管理者の評価の基本的な考え方

指定管理者の評価は、指定管理者が提供するサービスが適正かつ安定的に実施されているかをチェックするとともに、市民ニーズを捉えた質の高いサービスを提供していくことを目的として実施するものです。このため、公の施設の設置者である市（所管課）が評価の最終的な実施責任を負うこととなります。

また、市としての評価にあたっては、評価の透明性・公正性の向上を図るため、外部の視点の活用を踏まえて行うものとし、原則として審議会等から意見聴取を行うものとしています。

2. 福祉行政にかかわる指定管理施設及び指定期間

福祉行政にかかわる指定管理施設、指定管理者及び指定期間は次のとおりです。

	施設名	指定管理者	指定期間	指定管理 開始年月	担当課
1	障害福祉センター 松風園	大和しらかし会	R7.4.1～R12.3.31 (5年間) 次回選考：R11 年度	H17.4	障がい福祉課
2	障害者自立支援 センター	すずらんの会	R8.4.1～R13.3.31 (5年間) 次回選考：R12 年度	H18.4	障がい福祉課
3	まごころ地域福祉 センター	敬愛会	R5.4.1～R10.3.31 (5年間) 次回選考：R9 年度	H18.4	人生 100 年推進課 こども総務課

3. 指定管理者評価の流れ

- ①指定管理者より前年度の事業報告書、収支決算書を市が受理する。
- ②事業報告書、収支決算書及びモニタリングの結果に基づき市の評価案を作成する。
- ③福祉行政にかかわる指定管理者評価委員会から評価案に対する意見を聴取する。
- ④③を踏まえ、市としての評価を確定し、指定管理者に通知する。
- ⑤①～④を事業報告概要及び評価にまとめ、毎年8月中に市のホームページに公開する。